

保護者様

京都市立新林小学校
校長 稲垣 知裕

災害時（台風・地震・特別警報等）に対する非常措置について

本校におきましては、災害時（台風・地震・特別警報等）に下記の通り非常措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に注意してください。

.....

【台風等に対する非常措置】

台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道さる場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」または「暴風警報」が発表された場合および新林学区に「避難指示」が発令された場合

1 特別警報について

登校前に発令された場合

- (1) 「特別警報」が解除されるまでは、登校を見合わせてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。
 - ・ 深夜0時までに解除になった場合……5校時(13:50時)より始業（給食中止）
* 午後1時に集合場所へ行き、集団登校
 - ・ 深夜0時現在、特別警報発令中の場合……臨時休業

2 暴風警報について

登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。
 - ・ 午前7時までに解除になった場合……平常授業
 - ・ 午前9時までに解除になった場合……3校時(10時45分)より始業
* 午前10時に集合場所へ行き、集団登校
 - ・ 午前11時までに解除になった場合……5校時(13時50分)より始業（給食中止）
* 午後1時に集合場所へ行き、集団登校
 - ・ 午前11時現在、「暴風警報」発令中の場合……臨時休業

3 在校中に暴風警報・特別警報が発令された場合について

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、児童個人カード・緊急時児童引渡しカードにそって対応いたします。しかし不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

4 大雨警報、洪水警報等が発令された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校になる場合があります。その場合には、ホームページやすぐーる等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

＊通常は「大雨警報」「洪水警報」は非常措置の対象にはなりません。上記は全市的に避難指示が発令された場合などを想定しています。

＊また、「レベル3〇〇警報」「レベル4〇〇危険警報」では自動的に臨時休校とはなりません。

5 土砂災害、水害についての措置について

新林小学校の敷地は土砂災害警戒区域に含まれていないため、新林学区に土砂による避難指示が発令された場合、原則として休校措置はとりません。

ただし、水害による避難指示が発令された場合は、暴風警報が発令された場合に準じた措置となります。

.....

【地震に対する非常措置】

京都市域に「震度5弱以上」の地震があった場合

1 登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

・下校後、深夜0時までに発生した場合……翌日を臨時休業

深夜0時以降、登校までに発生した場合……当日を臨時休業

・休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業

＊安全が確認でき、授業等を実施する場合は、＜メール配信／ホームページ＞により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2. 在校中に発生した場合

ただちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、緊急時児童引渡しカードにそって対応いたします。しかし不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

.....

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。

また、引渡し方法に変更があった場合は、早急に学校へお知らせください。